

特定非営利活動法人

地域精神医療を考える市民の会葦の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域精神医療を考える市民の会葦の会(以下「本会」という。)という。ただし、略称を葦の会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市旭区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、精神障害者等が地域で差別のない安定した生活を実現することの支援を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害福祉サービス事業

(2) 相談支援事業及び児童福祉法に基づく相談支援事業

(3) 地域交流事業

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むこととし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

- (1) 本会を退会したとき。
- (2) 会員が正当な理由なく会費を3年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (3) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、その会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上11人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときにはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 本会の財産の状況又は業務の執行について不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 本会に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、その他の職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、本会の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算に関する事項

(5) 役員を選任等に関する事項

- (6) 会費に関する事項
- (7) 会員の除名
- (8) その他、本会の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から総会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、総会の目的、審議事項、日時及び場所を示した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員総数
- (3) 総会に出席した正会員の数
(表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第5号の規定に基づいて招集を請求したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合には、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的、審議事項、日時及び場所を示した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、第36条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の総数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のなかからその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 運営委員会

(運営委員会の設置等)

第 40 条 本会の事業を推進するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、各事業の運営を行う。
- 3 運営委員会は、10 名以上 15 名以下の運営委員をもって構成する。
- 4 運営委員は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 5 その他運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 42 条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 本会の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第47条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度毎に理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除き所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 公告の方法

(解散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第53条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、

かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告)

第54条 本会の公告は、本会の掲示板に掲示し、発行する機関誌に掲載するとともに、官報に掲載して行ふ。ただし、貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行ふ。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岩崎 仁
副理事長	河野 正明
理事	岸川 美智子
理事	福地 三八子
理事	小田 敏子
理事	村木 雄一（事務局長兼任）
理事	佐藤 極美
理事	青柳 奈美
理事	中村 貴子
理事	安田 至貴
監事	桃井 みち子
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年6月30日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の会計年度及び事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2006年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立時に会員であったものの、設立初年度の会費は免除する。
 - (1) 正会員 年会費 個人 3,000円 団体 10,000円
 - (2) 賛助会員 年会費 個人 1,500円 団体 5,000円

付則 この定款は、2006年10月3日より施行する。

付則 この定款は、2017年6月18日より施行する。

付則 この定款は、2018年10月2日より施行する。

付則 この定款は、 年 月 日より施行する。